（ 整理番号 ０３１４ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会

第１回　栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月６日（水）　１０時００分 ～ １２時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　部会長及び部会長代理の選任

最低賃金法第25条第４項において準用する同法第24条の規定により、部会長太田委員、部会長代理黒川委員の就任が議決された。

２　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。

（２）最賃法第25条第５項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。

（３）最低賃金法第25条第６項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。

（４）最賃審議会令第６条第５項の決議事項について確認。

（５）労働者代表委員の見解及び主張

ア　経済の動向としては、政府の月例経済報告の中で、日本経済は基調判断を「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きがみられるものの、このところテンポが弱まってきている」としている。

なお、IMFによる実質GDP成長率では、2021年が2.8%、2022年は３％と予測している。先行きは不透明であることは認識しているものの、経済の上向きに期待が持てる状況にある。消費者物価指数については、目先では０％で推移し、2021年度の消費者物価指数を＋0.3～0.6%と予測している。

自動車産業の収益状況では、2020年度の企業業績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの企業が前年同期比減益となっているが、大手９社による2021年度通期予想は、増益が７社、減益が１社、１社が未定となっており、部品企業においては、増益83社、減益が７社となっている。海外の新型コロナ感染状況及び半導体不足により先行き不透明な状況ではあるが、収益状況は着実に改善されていると認識している。

続いて、自動車産業の生産・販売状況について、2020年の四輪車生産は807万

台で、前年比マイナス 16.7％とコロナウイルス感染症の影響が考えられるが、2021 年４月の生産台数は 72 万台と昨年からプラス 64.4％と持ち直しの兆しが見えている。

自動車産業を取り巻く環境としては、各メーカーによる新たな環境課題に立ち向かうこと、また、政府発表の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、自動車産業の果たすべき使命は極めて重要な役割と認識している。そのような中、自動車産業においても人材の確保や流出防止が喫緊の課題となっており、産業の生み出している付加価値又は仕事の質・内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければならない。地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車及び部品製造の高付加価値業務を担う人材の確保もままならず、将来にわたる自動車産業の発展については、競争力の源泉である人材の確保が重要であり、栃木県は自動車産業の中でも全国で４番目に大きな組織規模で、リーダーシップを発揮すること、優秀な人材を確保する必要があること、地域間格差の是正についても積極的に取り組む必要があると考えている。

これまでも、専門部会において主張している連合リビングウエイジ単身最低時間額 960 円、これは年間 2,000 時間働いても 200 万円に達しないが、少しでも安心した生活ができるよう、まずはこれにいち早く到達すべきと主張し、現行の特定最賃 920 円との差額である 40 円の引上げを提示した。

イ　栃木と同じＢランクの静岡は 951 円で栃木との差が 31 円ある。その差を埋めるべく 31 円の引上げを提示した。

ウ　使用者側の８円提示を受け、本日はこれまでとし次回審議となった。

（６）使用者代表委員の見解及び主張

ア　昨年４月に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う最初の緊急事態宣言が発令され、栃木県においては９月 30 日で３回目がようやく解除になったが、１年半にわたり経済に大きな影響を及ぼした。

県内の民間企業の調査によると、2021 年３月の決算期で減収になったとする企業は 63.2％で、前年同期に比べ 11.5 ポイント増加している。

自動車関連においては、半導体不足や東南アジアの新型コロナによる部品不足の影響で、国内の工場が生産停止に追い込まれた企業が多くあり、国内主要メーカーの 2021 年度生産台数については、９月までに減産数が約 170 万台となり、これは去年１年間の生産台数の約７％に相当する規模で、経済損失は約１兆円と言われている。

昨年 2020 年の国内主要メーカーの生産台数は、一昨年に比べマイナス 16.3％となっており、新車販売登録数はマイナス 13.2％と減少している。また、輸出についてはマイナス 20.9％と減っており、2009 年のリーマンショック後のマイナス 29.2％に次ぐ大きな減少になっている。

これらの動向を踏まえて、最優先されるべきは事業の継続と雇用の維持であると考えている。東京商工リサーチが６月に行った調査では、コロナ禍の収束が長引いた場合に廃業を検討すると回答した企業は、中小企業全体では約１割が廃業を検討するとしており、その中で宿泊業や飲食業、生活関連サービス業は３割に達している。廃業時期としては１年以内と回答した中小企業は４割近くに及んでおり、中小企業にとっては非常に厳しい状況下にある。

国の施策としての雇用調整助成金、持続化給付金、特別融資などに支えられ、必死に事業を継続している中小零細企業が置かれている厳しい状況を考慮し、今年度の審議に臨むと主張した。

イ　賃金改定状況調査の第１表製造業Ｂランクの「１～６月に賃金引上げを実施した事業所」は 33.3%であり、「１～６月に賃金改定を実施しない事業所」のうち「７月以降も賃金改定を実施しない事業所」が 48.0%とある。また、第４表の製造業Ｂランクの賃金上昇率が 0.0%であり、現状において引き上げる状況になく据え置くべきと主張した。

ウ　賃金改定状況調査第４表パート製造業Ｂランクの賃金上昇率が 0.3%であり、現行の 920 円に 0.3%を乗じて 2.76 円になることから、四捨五入し３円の引上げを提示した。

エ　第４表女性の製造業Ｂランクの賃金上昇率が 0.8%であり、現行の 920 円に 0.8%を乗じて 7.36 円になることから、切り上げて８円の引上げを提示した。

３　その他

特になし